



発行：財団法人山形県林業公社  
住所：〒990-0041 山形市緑町1丁目9番30号  
電話：023-623-3505 FAX：023-623-3530

ホームページ：<http://business3.plala.or.jp/y-rkousy/>  
メールアドレス：[y-ringyou@atlas.plala.or.jp](mailto:y-ringyou@atlas.plala.or.jp)

## 木材販売収入の確保

### 1 収入間伐の取り組みについて

林業公社では、平成8年度（昭和42年の林業公社設立時に植栽した分収造林地がちょうど30年生になった年）から分収林の販売事業を実施しており、平成19年度までの12年間の間伐材販売材積（立木材積ベース）は14,521M<sup>3</sup>となっています。

これを分収造林、分収育林別で見ると、分収造林地が8,082M<sup>3</sup>（56%）、分収育林地が6,439M<sup>3</sup>（44%）となっており、分収造林地の経営面積15.415ha、分収育林地の経営面積242haから勘案すれば高林齢となっている分収育林の割合が高いことがわかります。（図1）

言い換えれば、公社自らが植えた分収造林地は造林木の成長度合や材質の面から商品価値は未だ低く、ほとんどが保育間伐の段階にあるといえます。

図1 間伐販売材積と山形県の山元立木価格の推移



販売材積：林業公社業務資料

山元立木価格：(財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」

分収育林 分収造林 山元立木価格

### 2 販売方法、販売額について

販売方法は、林分の状況に応じて、立木販売（立木のまま販売）と素材販売（丸太にして販売）の二つの方法で実施しております。

立木販売は主に高林齢の林地や作業路開設時に発生する支障木等で実施し、平成8年度から平成19年度までの販売実績は材積5,779 M<sup>3</sup>、販売額17百万円となっています。

素材販売は補助事業を活用し、保育間伐の施行地において、密度管理上伐採が必要な造林木の中から商品価値のあるものを生産したもので、平成10年度から平成19年度までの販売実績は材積4,138m<sup>3</sup>、販売額37百万円となっています。これは、長さ4.0m、末口径14cmの丸太（0.078 m<sup>3</sup>）換算で、およそ53,000本を生産したことになります。

これら54百万円の販売額から生産および販売に要した経費を差し引いた額が分収対象額で、これを契約に定められた割合で分収しますが、契約者への分収金はおよそ10百万円となっています。

### 3 木材価格の下落と今後の課題

公社が販売事業に着手した平成8年の山形県の山元立木価格(利用材積1m<sup>3</sup>当り)は13,346円でしたが、木材価格は年々下落し、平成19年は4,681円と、平成8年の35%の水準まで落ち込んでいます。(図1)

木材価格の大幅な上昇が期待出来ない情勢の中で、木材販売収入の確保を図るためには、道路網の整備及び機械化の推進による生産コストの削減と販売体制の整備が喫緊の課題であります。関係各位のご支援、ご協力のもと、採算性に配慮しながら積極的に間伐に取り組んでいきたいと考えております。

## みどりの財産を次世代に引継ぐために

～契約者の皆様へ、林業公社からのお願い～

### 土地所有者の変更等の届出について

林業公社は、昭和42年から土地所有者と分収造林契約を、また、平成2年度から分収育林契約を締結し、森林の造成・育成を行ってきました。

契約期間が長期にわたるため、相続等によって土地所有者が代わったり、転居等で住所や電話番号に変更が生じている場合があります。すでに登記が終わっているケースも見受けられます。その場合には必ず林業公社まで連絡をお願いします。

なお、売買や贈与等の理由で所有権を移転する場合は、あらかじめ林業公社の承諾が必要となりますので、事前に連絡して下さるようお願いいたします。

### 土地所有者の相続登記等について

土地所有者が代わっても、まだ登記が終了していないケースもあると思います。

この場合、公共事業用地としての買収や収益の分収など、契約に関する連絡が円滑に出来なくなり、将来発生する分収金の支払い等に支障が生じる恐れがありますので、必ず登記を行い、登記が終了したら林業公社まで連絡して下さるようお願いいたします。

林業公社では、変更の手続きが完了した時点で、公社造林変更契約書を作成いたします。

### 造林契約期間の延長について

現在の分収造林契約期間は大半が50年から70年であり、契約期間内で伐採しても木材価格が安く、思うような収益が見込めない状況であります。そこで、付加価値を高めて伐採するため、林業公社営林を長伐期施業へ転換することとし、契約期間を90年に延長する協議を進めておりますので、土地所有者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

分収契約は大変長期にわたる契約です。

契約内容を常に正確に掴んでおくためには、契約者の皆様のご協力が必要ですので、よろしくお願いいたします。

### ◆編集後記◆

事業資金のほとんどを補助金と借入金で運営している分収林事業において、唯一の収入源が間伐材の販売です。今号では収入間伐の取組みについてお伝えしましたが、採算性の面で苦慮しているのが実情です。皆様のご意見、ご感想をいただければ幸いです。